月給労働者に係る京都府最低賃金以上の 賃金支払いのための留意事項

京都府最低賃金が令和7年11月21日から時間額1,122円に改正されます。同日以降の労働日に対しては、同額以上の賃金の支払が必要となり、月給制の労働者の場合には、月給額を時間額に換算した金額が京都府最低賃金以上となる必要があります。

月給額の時間額への換算は、以下を参考にしてください。

1 月給額を時間額に換算する計算方法

- 時間額
 - →月給額 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間数
- ・1年間における1か月平均所定労働時間数
 - →1年間の所定労働日数 × 1日の所定労働時間数 ÷12月

2 算入しない賃金

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (3) 時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)
- (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

3 最低賃金額換算例

年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間

基本給175,000円、資格手当10,000円、通勤手当2,000円、精皆勤手当3,000円の場合

【計算方法】

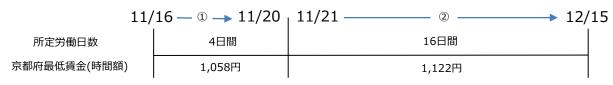
1か月平均労働時間数:252日×8時間÷12=168時間

最低賃金の対象となる賃金:基本給175,000円 + 資格手当10,000円 = 185,000円

185,000円 ÷ 168時間 = **1,101.19···円 < 1,122円 →京都府最低賃金未満**

4 留意点 賃金算定期間が令和7年11月21日をまたぐ場合

【例】賃金締切日:毎月15日、賃金算定期間:令和7年11月16日から同年12月15日まで 賃金額及び労働時間数:上記3の【例】と同じ数字を設定し、休日は土日祝日とする



京都府 1か月平均 該当期間の 最低賃金改正月の 最低賃金 所定労働時間数 所定労働時間 所定労働時間数

①の期間(~R7.11.20): 1,058円 × 168時間 × (4日間×8時間)÷ (20日×8時間) = 35,548.8円②の期間(R7.11.21~): 1,122円 × 168時間 × (16日間×8時間)÷ (20日×8時間) = 150,796.8円

合計186,346円 (①35,548.8円+②150,796.8円) > (上記3 賃金額) 185,000円

最低賃金額以上の支払確認のための計算であるため、端数を切上げている

→京都府最低賃金未満